

久米南町新小学校機械警備業務 仕様書

この仕様書は、久米南町新小学校(以下「警備対象施設」という。)の機械警備内容を示すものであり、この仕様書に定める事項について、確実に履行しなければならない。

1 目的

警備対象施設に設置された警備用機器及びこれに付帯する機器により、異常事態の監視を行い、これらの早期発見並びに事故の拡大防止を図ることにより、警備対象施設の安全確保と円滑な業務運営に寄与することを目的とする。

2 機械警備の期間及び対象範囲

(1) 警備対象施設供用開始から5年間

(2) 対象となる施設

施設名称 (仮称) 久米南小学校

施設住所 岡山県久米郡久米南町下弓削440-1

(3) 警備対象施設の概要

校舎 地上2階 建築面積 2,509.62㎡

警備対象範囲及び面積

【1F】職員室120.19㎡、放送室11.10㎡、校長室38.80㎡、保健室59.90㎡

【2F】理科室112.81㎡、理科準備室40.40㎡

3 業務内容等

(1) 警備任務

ア 火災、盗難及び不良行為の拡大防止

イ 事故認知時における関係先への連絡通報

ウ 警備実施事項の報告

エ その他必要な事項

(2) 警備時間

警備装置の作動開始時刻から作動解除時刻までとする。

(通常) 午後4時45分～翌日午前8時15分

(3) 警備区域

警備区域は「別紙 警備区域図」のとおり。

(4) 警備機器保守点検

警備会社が必要に応じて行うものとする。

4 警備実施要領

(1) 自動警報警備

警備会社の管制センター勤務員は、同所に設置されている自動的に異常を通報する機能を持つ警報受信装置を間断なく監視し、待機中の係員と常に緊密な連絡を保持しながら警備対象物の異常事態に備える。

(2) 警備開始時と終了時の取扱い

ア 警備開始時(終日監視業務を除く)

(ア) 警備対象施設における取扱い

- ・最終退出者は、防火・防犯その他事故防止上必要な処置を行い、警備対象施設の管理者（以下「施設管理者」という。）に点検完了の報告を行う。
- ・最終退出者は確認ランプで各警報機器の作動状況の完否を確認し、警備装置を操作して、「警戒開始」の状態にセットする。

(イ) 警備会社における取扱い

- ・管制センターにおいて、警備対象施設の最終退出者の操作により自動的に表示される「警戒開始」の信号を確認し、警備を開始する。

イ 警備終了時(終日監視業務を除く)

(ア) 警備対象施設における取扱い

- ・最初の出勤者が出勤した時点で、警備装置を操作し、「警戒解除」する。

(イ) 警備会社における取扱い

- ・管制センターにおいて、警備対象施設の操作により自動的に表示される「警戒解除」の信号を確認し、警備を終了する。

(3) 警報装置は、別紙「別紙 警備区域図」に応じて設置する。

(4) 警備運営上の権限

施設管理者は警備会社に対し、警備業務遂行のために必要な警備上の権限を付与する。

5 異常事態発生時における業務

- (1) 警報受信装置により警備対象施設に異常が発生したことを認知したときは係員を速やかに急行させ、異常事態の確認及び拡大防止にあたる。
- (2) 警備対象施設に到着した係員は、異常事態を確認後、管制センターへその状況を連絡し、必要に応じて警察、消防等関係先へ通報する。
- (3) 警備対象施設の施設管理者へ通報する。
- (4) 前3項の業務を確実に履行するため、岡山県内に待機所を有すること。

6 警報機器の作動不良時の取扱い

警備実施時間においては、警備会社の責により警報機器が作動不良になった場合には、警備会社が代替の警備対策を講ずるものとする。

7 報告書の提出

- (1) 警備実施時間中における警備状況処置事項及び改善事項等を記録した警備報告書を施設管理者へ提出する。
- (2) 警備実施時間中に事故が発生したときは、事故報告書を施設管理者へ提出する。

8 設置仕様について

- (1) 管理機器、入退出時の警備装置は職員室に設置する。
- (2) 警備区域は「別紙 警備区域図」のとおり
- (3) 個々のセンサーが特定でき、異常信号が発せられた箇所が警備会社と警備対象施設の双方で特定できること。警備機器の配置は警備会社が必要に応じて設置し、センサー等の仕様（空間センサー、開閉センサーなど）は特に指定しない。
- (4) 職員室で開始・解除の状態が視認できる表示機器を設置すること。

9 原状回復

本件機械警備委託の終了に伴い不要になった警報装置は、原則として警備会社が撤去するとともに可能な限り回復工事を行うものとし、これに要する費用は警備会社の負担とする。

10 機器の設置

- (1) 機械警備に関する配管については、本業務の受注者が施工する。
- (2) 契約後、直ちに久米南町新小学校建設の受注業者と連絡調整会議等で協議を行い、早期の施工に協力すること。
- (3) 機器設置や配管等はできる限り簡潔な工事となるよう工夫すること。